

北海道教育大学札幌校教育後援会会則

平成 5年4月8日一部改正  
 平成14年4月8日一部改正  
 平成16年4月6日一部改正  
 平成18年4月3日一部改正  
 平成21年4月6日一部改正  
 平成22年4月8日一部改正  
 平成28年4月2日一部改正

第1章 総 則

第1条 本会は、「北海道教育大学札幌校教育後援会」と称し、事務局を北海道教育大学札幌校（以下「本校」という。）に置く。

第2章 目的及び事業

第2条 本会は、会員相互の協力によって、本校の教育の整備充実を図ることを目的とする。

第3条 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学生の修学，課外活動及び福利厚生に対する補助。
- (2) 施設設備の整備充実及び運営に対する協力後援。
- (3) 国際交流事業に対する補助。
- (4) 教職員の学術研究及び研修に対する補助。
- (5) 本校と父母との教育指導上の連絡調整。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会 員

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する次の会員をもって組織する。

- (1) 正 会 員 本校に在学する学生の父母又は学費負担者。
- (2) 特別会員 本校の教職員。
- (3) 名誉会員 本会のために特に功労があり、総会で名誉会員として推薦された者。
- (4) 賛助会員 本会の事業を賛助し、理事会で賛助会員として推薦された者。

第4章 役 員

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 札幌校キャンパス長をもって充てる。
- (2) 会 長 正会員の中から総会で選出する。
- (3) 副 会 長 2名とし、正会員及び特別会員の中から各1名を総会で選出する。
- (4) 理 事 若干名とし、正会員及び特別会員の中から理事会の推薦により会長が委嘱する。
- (5) 監 査 役 2名とし、正会員及び特別会員の中から各1名を総会で選出する。

第6条 役員の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、名誉会長と協議して会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、本会の会務を処理する。
- (4) 監査役は、本会の会計監査を行う。

## 第5章 会 議

第8条 本会の会議は、総会、理事会及び監査会とする。

第9条 総会は、毎年度始めに定期総会を開催し、予算その他主要案件を審議決定するほか、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

2 総会は、会長が招集し、議長となる。

第10条 理事会は、必要に応じて会長が招集し、会務に関する協議を行う。

第11条 監査会は、毎年度末に会計監査を実施し、結果を文書で会長に報告しなければならない。

## 第6章 会 計

第12条 本会の運営に必要な経費は、会費及びその他の収入金をもって充てる。

第13条 正会員は、別表に定める会費を納入しなければならない。

2 既納の会費は返納しない。ただし、学生が退学等により本校を離籍した場合にあっては、既納の会費のうち、残りの修業年限の年数（その年数に1年未満の端数がある場合は、それを切り捨てる。）に応じて案分した額を返納する。

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 本会の会計の出納事務は、事務局において会計帳簿を作成し、処理するものとする。

3 本会の会計に関する帳簿類は、会計年度終了後、5年間事務局に保管するものとする。

第14条の2 一の会計年度の終りに繰越金が発生する場合、理事会の議を経て、繰越金の一部又は全部を別途積立金とすることができる。

2 積立金は、第3条に定める事業のうち緊急の用途に使用する。

## 第7章 雑 則

第15条 本会の解散及び会則の変更は、総会において過半数の賛成がなければ、これを行うことができない。

### 別表（第13条関係）

学 生 区 分	会 費
教 育 学 部	40,000円

（備考）編入学の場合、修業年限に応じて按分する。

### 附 則

この会則は、平成14年4月8日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

### 附 則

この会則は、平成16年4月6日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

### 附 則

この会則は、平成18年4月3日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

### 附 則

この会則は、平成21年4月6日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

### 附 則

この会則は、平成22年4月8日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

### 附 則

この会則は、平成28年4月2日から施行し、平成27年4月1日から適用する。